白石町協働の推進によるまちづくり条例

原型	改正１	改正２
白石町協働の推進による地域づくり条例（案） 人と大地がうるおい輝く豊穣のまち　白石。 私たちの町は、豊かな白石平野の大地と有明海の恵みに支えられ、先人たちが築き上げてきた歴史と文化が光り輝く町です。 少子高齢化と人口減少が進み、町民の地域への関わりも希薄になりつつあるなかで、私たちは、安心して心豊かに暮らし続けることのできるまちづくりを目指して、地域の課題に関心を持ち、その解決のために住民同士が話し合い、まちづくりに関わる全ての人々が協働する地域づくりを進めるために、この条例を制定します。 （目的） 第１条　この条例は、協働のまちづくりを推進するための基本原則を明らかにするとともに、住民参加と協働の推進に関する基本的な事項を定め、住み続けられる地域社会の実現をはかることを目的とする。 （定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語	白石町協働の推進によるまちづくり条例 人と大地がうるおい輝く豊穣のまち　白石。 私たちの町は、豊かな白石平野の大地と有明海の恵みに支えられ、先人たちが築き上げてきた歴史と文化が光り輝く町です。 少子高齢化と人口減少が進み、町民の地域への関わりも希薄になりつつあるなかで、私たちは、安心して心豊かに暮らし続けることのできるまちづくりを進める必要があります。そこで、地域の課題に関心を持ち、住民同士が話し合い、全ての人々による協働のまちづくりを進めるために、この条例を制定します。 （目的） 第１条　この条例は、協働のまちづくりを推進するための基本原則を明らかにするとともに、住民参加と協働の推進に関する基本的な事項を定め、住み続けられる地域社会の実現を図ることを目的とする。 （定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語	白石町協働の推進によるまちづくり条例 人と大地がうるおい輝く豊穣のまち　白石。 私たちの町は、豊かな白石平野の大地と有明海の恵みに支えられ、先人たちが築き上げてきた歴史と文化が光り輝く町です。 少子高齢化と人口減少が進み、町民の地域への関わりも希薄になりつつあるなかで、私たちは、安心して心豊かに暮らし続けることのできるまちづくりを進める必要があります。そこで、地域の課題に関心を持ち、住民同士が話し合い、全ての人々による協働のまちづくりを進めるために、この条例を制定します。 （目的） 第１条　この条例は、協働のまちづくりを推進するための基本原則を明らかにするとともに、住民参加と協働の推進に関する基本的な事項を定め、住み続けられる地域社会の実現を図ることを目的とする。 （定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語

の意義は、それぞれ当該の各号に定めるところによる。	の意義は、それぞれ当該の各号に定めるところによる。	の意義は、それぞれ当該の各号に定めるところによる。
	（１） 協働のまちづくり　町民等及び町が、それぞれの役割を認識し、地域コミュニティの活性化や地域の課題解決に相互に連携・協力し合うことで、まちづくりを進めることをいう。	（１） 協働のまちづくり　町民等及び町が、それぞれの役割を認識し、地域コミュニティの活性化や地域の課題解決に相互に連携・協力し合うことで、まちづくりを進めることをいう。
（１） 町民　町内に居住する者及び町内に通勤、または通学する者をいう。	（２） 町民　町内に居住する者及び町内に通勤又は通学する者をいう。	（２） 町民　町内に居住する者及び町内に通勤又は通学する者をいう。
（２） 町民等　町民並びに町内で事業を営み、または活動する個人及び法人、その他の団体をいう。	（３） 町民等　町民及び町内で事業を営み、又は活動する個人及び法人、その他の団体をいう。	（３） 町民等　町民及び町内で事業を営み、又は活動する個人及び法人、その他の団体をいう。
（３） 事業者　町内において営利を目的とする事業を行う個人及び法人、その他の団体をいう。		
（４） 地域コミュニティ　地域住民が連携・協力しながら、自分たちの力で住みよいまちにしていこうと活動する住民同士のつながりをいい、その活動を行う組織を地域コミュニティ組織という。	（４） 地域コミュニティ　地域住民が連携・協力しながら、自分たちの力で住みよいまちにしていこうと活動する住民同士のつながりをいい、その活動を行う組織を地域コミュニティ組織という。	（４）地域コミュニティ　町民等のうち、地縁による団体や共通の目的を持ち集まった住民同士のつながりをいい、その活動を行う組織を地域コミュニティ組織という。
（５） 地域活動　自治会（区）や自治公民館をはじめとする地縁を基礎として組織された団体等による地域コミュニティ活動をいう。	（５） 地域活動　地縁を基礎として組織された団体等による地域コミュニティ活動をいい、その活動を行う団体を地域活動団体という。	

（６） 市民活動　町民等及び事業者が行うボランティア活動をはじめとする自由で公益性のある社会貢献活動をいい、その活動を行う組織（NPO 等を含む）を市民活動組織という。	（６） 市民活動　町民等が行うボランティア活動をはじめとする自由で公益性のある社会貢献活動をいい、その活動を行う団体を市民活動団体という。	
（７） 協働のまちづくり　町民等、事業者及び町が、それぞれの役割を認識し、地域コミュニティの活性化や地域の課題解決に相互に連携、協力し合うことで、まちづくりを進めることをいう。		
（８） 地域づくり協議会　おおむね小学校区を単位とする地域コミュニティ組織をいい、地域活動や市民活動を含む協働のまちづくりを推進する地域運営組織（RMO）をいう。	（７） 地域づくり協議会　おおむね小学校区の単位で、地域活動や市民活動を含む協働のまちづくりを推進する地域コミュニティ組織をいう。	（５） 地域づくり協議会　地域コミュニティ組織のうち、各団体や地域住民組織が新しいネットワークで緩やかに連携して協働のまちづくりを推進する、おおむね小学校区単位のコミュニティ組織をいう。
（基本原則） 第３条　町民等及び町は、対等な関係で役割を分担しながら連携、協力して、協働のまちづくりを推進する。	（基本原則） 第３条　町民等及び町は、対等な関係で役割を分担しながら連携・協力して、協働のまちづくりを推進する。	（基本原則） 第３条　町民等及び町は、対等な関係で、相互の立場を尊重しながら協働のまちづくりを推進する。
２　町民等は、まちづくりに主体的に、対等な立場で参加します。	２　町民等は、まちづくりに主体的に、対等な立場で参加する。	２　町民等及び町は、まちづくりに関する情報を共有しながら協働のまちづくりを推進する。
３　町民等及び町は、町づくりに関する情報を相互に提供し、その情報を共有し、協働のまちづくり	３　町民等及び町は、まちづくりに関する情報を相互に共有し、協働のまちづくりへの参加を推進す	３　町民等及び町は、相互に協働意識の啓発に努めながら協働のまちづくりを推進する。

への参加を推進する。 （町民等の役割と取り組み） 第４条　町民等は、まちづくりの主体としての意識を持ち、協働のまちづくりに自主的に参加するよう努めるものとする。 （町の役割と取り組み） 第５条　町は、町民等、事業者、地域コミュニティ組織、地域活動団体及び市民活動団体と連携して地域コミュニティの活性化や地域課題の解決に取り組み、協働のまちづくりの推進に必要な支援を行う。 （事業者の役割と取り組み） 第６条　事業者は、地域社会の一員として地域コミュニティへの参加及び協働の地域づくり活動への協力及び支援に努めるものとする。 （地域活動団体の役割と取り組み） 第７条　地域活動団体は、自治会（区）や地域づくり協議会等の組織において、住民等及び町と連携し、地域コミュニティの活性化や地域課題の解決に努めるものとし、地域運営組織としての地域づくり協議会の設立に取り組むものとする。	る。 （町民等の役割と取組） 第４条　町民等は、まちづくりの主体としての意識を持ち、協働のまちづくりに自主的に取り組むものとする。 （町の役割と取組） 第５条　町は、町民等、地域コミュニティ組織、地域活動団体及び市民活動団体と連携して地域コミュニティの活性化や地域課題の解決に取り組み、協働のまちづくりの推進に必要な支援を行う。 （地域コミュニティ組織及び地域活動団体の役割と取組） 第６条　地域コミュニティ組織及び地域活動団体は、町民等及び町と連携し、地域コミュニティの活性化や地域課題の解決に努めるものとし、地域づくり協議会の設立に取り組むものとする。	（町民等の役割と取組） 第４条　町民等は、まちづくりの主体としての意識を持ち、協働のまちづくりに自主的に取り組むものとする。 （町の役割と取組） 第５条　町は、町民等と連携して地域コミュニティの活性化や地域課題の解決に取り組み、協働のまちづくりの推進に必要な支援を行う。 （地域コミュニティ組織の役割と取組） 第６条　地域コミュニティ組織は、町と連携し、地域コミュニティの活性化や地域課題の解決に努めるものとする。

（市民活動団体の役割と取り組み） 第８条　市民活動団体は、自らの活動が広く町民等に理解され、地域づくりの主体である町民等及び町との連携・協力に努めるものとする。 附　則 この条例は、令和６年４月１日から施行する。	（市民活動団体の役割と取組） 第７条　市民活動団体は、自らの活動が広く町民等に理解され、まちづくりの主体である町民等及び町との連携・協力に努めるものとする。 附　則 この条例は、令和６年４月１日から施行する。	（地域づくり協議会の設立） 第７条　町民等及び町は、地域づくり協議会の設立に取り組むものとする。 附　則 この条例は、令和６年４月１日から施行する。